

黒石市高校生ボランティア活動表彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月25日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第7号

黒石市高校生ボランティア活動表彰条例施行規則の一部を改正する規則

黒石市高校生ボランティア活動表彰条例施行規則（平成13年7月13日教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。